


新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改 正 後	改 正 前								
別冊 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達	別冊 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達								
第3編 租税特別措置法関係 第87条の4 ビールに係る酒税の税率の特例 第1項関係	第3編 租税特別措置法関係 第87条の4 ビールに係る酒税の税率の特例 第1項関係								
1 「初めて製造免許を受けた者」の意義 (1) 措置法第87条の4第1項《ビールに係る酒税の税率の特例》に規定する「初めて酒税法第7条第1項の規定によりビールの製造免許を受けた者」（以下「ビール製造免許初取得者」という。）とは、 <u>令和3年</u> 3月31日以前においてビールの製造免許を受けたことがない者のうち、 <u>令和3年</u> 4月1日から <u>令和5年</u> 3月31日までの間に、法第7条第1項《酒類の製造免許》の規定により初めてビールの製造免許を受けた者をいう。 なお、次に掲げる者については、それぞれに定めるビールの製造免許を受けたときにおいて、ビール製造免許初取得者の判定を行うのであるから留意する。 イ～ニ (省略) (2) <u>令和3年</u> 3月31日以前にビールの試験製造免許を受けていた者が、法第17条第1項《製造又は販売業の廃止》による申請に基づきビールの試験製造免許の取消しを受けた後又は法第7条第4項《酒類の製造免許》の規定により付された期限の満了後、改めて <u>令和3年</u> 4月1日から <u>令和5年</u> 3月31日までの間に試験製造免許以外のビールの製造免許を受けた場合において、 <u>令和3年</u> 4月1日から当該免許を受けるまでの間にビールの課税移出がなかったときは、当該免許を受けた時をもってビール製造免許初取得者に該当するものと取り扱う。	1 「初めて製造免許を受けた者」の意義 (1) 措置法第87条の4第1項《ビールに係る酒税の税率の特例》に規定する「初めて酒税法第7条第1項の規定によりビールの製造免許を受けた者」（以下「ビール製造免許初取得者」という。）とは、 <u>平成30年</u> 3月31日以前においてビールの製造免許を受けたことがない者のうち、 <u>平成30年</u> 4月1日から <u>令和3年</u> 3月31日までの間に、法第7条第1項《酒類の製造免許》の規定により初めてビールの製造免許を受けた者をいう。 なお、次に掲げる者については、それぞれに定めるビールの製造免許を受けたときにおいて、ビール製造免許初取得者の判定を行うのであるから留意する。 イ～ニ (同左) (2) <u>平成30年</u> 3月31日以前にビールの試験製造免許を受けていた者が、法第17条第1項《製造又は販売業の廃止》による申請に基づきビールの試験製造免許の取消しを受けた後又は法第7条第4項《酒類の製造免許》の規定により付された期限の満了後、改めて <u>平成30年</u> 4月1日から <u>令和3年</u> 3月31日までの間に試験製造免許以外のビールの製造免許を受けた場合において、 <u>平成30年</u> 4月1日から当該免許を受けるまでの間にビールの課税移出がなかったときは、当該免許を受けた時をもってビール製造免許初取得者に該当するものと取り扱う。								
4 「製造免許を受けた日から5年を経過する日」の意義 措置法第87条の4第1項《ビールに係る酒税の税率の特例》に規定する「製造免許を受けた日から5年を経過する日」とは、製造免許を受けた日の5年後の応当日となるのであるから留意する。 (税率の特例の最大適用可能期間の具体例)	4 「製造免許を受けた日から5年を経過する日」の意義 措置法第87条の4第1項《ビールに係る酒税の税率の特例》に規定する「製造免許を受けた日から5年を経過する日」とは、製造免許を受けた日の5年後の応当日となるのであるから留意する。 (税率の特例の最大適用可能期間の具体例)								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>免許を受けた日等の区分</th> <th>最大適用可能期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>令和3年</u>4月1日に免許を受け</td> <td><u>令和3年</u>4月分から<u>令和8年</u>4</td> </tr> </tbody> </table>	免許を受けた日等の区分	最大適用可能期間	<u>令和3年</u> 4月1日に免許を受け	<u>令和3年</u> 4月分から <u>令和8年</u> 4	<table border="1"> <thead> <tr> <th>免許を受けた日等の区分</th> <th>最大適用可能期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>平成30年</u>4月1日に免許を受け</td> <td><u>平成30年</u>4月分から<u>令和5年</u>4</td> </tr> </tbody> </table>	免許を受けた日等の区分	最大適用可能期間	<u>平成30年</u> 4月1日に免許を受け	<u>平成30年</u> 4月分から <u>令和5年</u> 4
免許を受けた日等の区分	最大適用可能期間								
<u>令和3年</u> 4月1日に免許を受け	<u>令和3年</u> 4月分から <u>令和8年</u> 4								
免許を受けた日等の区分	最大適用可能期間								
<u>平成30年</u> 4月1日に免許を受け	<u>平成30年</u> 4月分から <u>令和5年</u> 4								

改正後		改正前	
た場合	月分まで	た場合	月分まで
令和5年3月31日に免許を受け	令和5年3月分から令和10年3	令和3年3月31日に免許を受け	令和3年3月分から令和8年3
た場合	月分まで	た場合	月分まで
<p>第87条の6 輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免 税</p> <p>第1項関係</p> <p>1 輸出酒類販売場における酒税免税の適用範囲</p> <p>措置法第87条の6第1項《輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税》の規定は、輸出酒類販売場（同条第7項に規定する輸出酒類販売場をいう。以下同じ。）を経営する酒類製造者が、同条第1項に規定する非居住者に対し、免税酒類（措置令第46条の8の2第1項《輸出酒類販売場で販売する酒類の範囲、手続等》に規定する免税酒類をいう。以下同じ。）で、輸出するため同条第2項に規定する方法により購入されるものを移出した場合に適用されるのであるから、非居住者が国内において消費するために購入する酒類の移出については、措置法第87条の6第1項の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>（注）輸出酒類販売場における酒税の免税の対象となる酒類は、その購入者である非居住者が国外に持ち出す酒類に限られるが、事業用又は販売用として購入され持ち出されることが明らかな酒類については、措置法第87条の6第1項の規定の適用はない。</p> <p>3 一般物品と酒類で一の資産を構成している場合の取扱い</p> <p>一般物品（消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第18条第2項第1号《輸出物品販売場で譲渡する物品の範囲、手続等》に規定する「一般物品」をいう。以下同じ。）と酒類で一の資産を構成している（組み合わせて一の商品としているものを指し、例えば、一般物品に該当する徳利とお猪口に酒類を組み合わせて一の商品としているもの等）場合は、消耗品等（同条第1項第2号に規定する消耗品並びに同条第3項の規定により消耗品として同条第1項、第2項、第12項及び第13項並びに同令第18条の3第1項《免税手続カウンターにおける手続等の特例》の規定が適用される資産をいう。以下同じ。）に該当することに留意する。</p> <p>（削除）</p>		<p>第87条の6 輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免 税</p> <p>第1項関係</p> <p>1 輸出酒類販売場における酒税免税の適用範囲</p> <p>措置法第87条の6第1項《輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税》の規定は、輸出酒類販売場を経営する酒類製造者が、同項に規定する非居住者に対し、措置令第46条の8の2第1項各号《輸出酒類販売場で販売する酒類の範囲、手続等》に規定する酒類で、輸出するため同条第2項に規定する方法により購入されるものを移出した場合に適用されるのであるから、非居住者が国内において消費するために購入する酒類の移出については、措置法第87条の6第1項の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>（注）輸出酒類販売場における酒税の免税の対象となる酒類は、その購入者である非居住者が国外に持ち出す酒類に限られるが、事業用又は販売用として購入され持ち出されることが明らかな酒類については、措置法第87条の6第1項の規定の適用はない。</p> <p>3 一般物品と酒類で一の資産を構成している場合の取扱い</p> <p>一般物品（消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第18条第2項第1号《輸出物品販売場で譲渡する物品の範囲、手続等》に規定する「一般物品」をいう。以下同じ。）と酒類で一の資産を構成している（組み合わせて一の商品としているものを指し、例えば、一般物品に該当する徳利とお猪口に酒類を組み合わせて一の商品としているもの等）場合は、消耗品等（消費税法施行令第18条第1項第2号に規定する消耗品並びに同条第5項の規定により消耗品として同条第1項第2号及び第2項の規定が適用される資産をいう。以下同じ。）に該当することに留意する。</p> <p>4 輸出酒類購入記録票の旅券等への貼付方法</p> <p>租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第145号）附則第45条《輸出酒類販売場で行う免税販売手続等に関する経過措置》の規定により、旧措置令第46条の8の2第2項第1号《輸出酒類販売場で販売する酒類の範囲、手続等》に規定する輸出酒類販売場を経営する酒類製造者が旅券等（同</p>	

改正後	改正前
<p>(削除)</p> <p>4 一般物品と酒類を含めた消耗品等を販売する場合の租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成30年政令第145号)附則第45条《輸出酒類販売場で行う免税販売手続等に関する経過措置》の規定により、旧措置令第46条の8の2第2項に規定する輸出酒類購入記録票等の作成方法</p>	<p>号イに規定する旅券等をいう。以下同じ。)に輸出酒類購入記録票(同号イに規定する購入の事実を記載した書類をいう。以下同じ。)を貼り付ける場合には、最初に貼り付ける輸出酒類購入記録票は、当該旅券等と割印できるようにのり付け等の方法により貼り付けた上、次の形式の印をもって割印し、以後に貼り付ける輸出酒類購入記録票は、その直前に貼り付けた輸出酒類購入記録票と割印できるようにのり付け等の方法により貼り付け、割印する。</p> <p>なお、輸出酒類購入記録票は、出入国記録(E/Dカード)に貼り付けるのではないことに留意する。</p> <div style="text-align: center;">  <p>規格 おおむね横 6mm、縦 8mm</p> </div> <p>5 輸出酒類購入記録票等の記載を省略する場合の明細書等の貼付方法</p> <p>租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令(平成30年財務省令第27号)附則第1条《施行期日》の規定により、旧措置規則第37条の4第5項《輸出酒類購入記録票等の記載事項等》の規定により準用される旧消費税法施行規則(昭和63年大蔵省令第53号)第6条第9項《購入記録票等の記載事項の省略》の規定により、輸出酒類購入記録票、輸出酒類購入者誓約書(旧措置令第46条の8の2第2項第1号ロ《輸出酒類販売場で販売する酒類の範囲、手続等》及び旧措置規則第37条の4第2項に規定する購入した日から30日以内に輸出する旨を誓約する書類をいう。以下同じ。)又は運送契約書の写し(旧措置令第46条の8の2第2項第2号ロ及び措置規則第37条の4第3項に規定する書類をいう。以下同じ。)に明細書等(旧措置規則第37条の4第5項の規定により準用される旧消費税法施行規則第6条第9項に規定する明細書等をいう。以下同じ。)を貼り付ける場合には、最初に貼り付ける明細書等は、当該輸出酒類購入記録票、輸出酒類購入者誓約書又は運送契約書の写しと割印できるようにのり付け等の方法により貼り付けた上で割印し、以後に貼り付ける明細書等は、その直前に貼り付けた明細書等と割印できるようにのり付け等の方法により貼り付け、割印する。</p> <p>なお、この場合の印の形式は4《輸出酒類購入記録票の旅券等への貼付方法》に定める形式による。</p> <p>6 一般物品と酒類を含めた消耗品等を販売する場合の租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成30年政令第145号)附則第45条《輸出酒類販売場で行う免税販売手続等に関する経過措置》の規定により、旧措置令第46条の8の2第2項に規定する輸出酒類購入記録票等の作成方法</p>

改正後	改正前
<p>同一の輸出酒類販売場において、同一の日に、同一の非居住者に対して一般物品と酒類を含む消耗品又は酒類と酒類以外の消耗品を販売する場合に作成することとなる購入記録票（<u>消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第135号）による改正前の消費税法施行令第18条第2項第1号イ《輸出物品販売場で譲渡する物品の範囲、手続等》</u>に規定する購入の事実を記載した書類をいう。）及び輸出酒類購入記録票（<u>旧措置令（租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第145号）による改正前の租税特別措置法施行令をいう。以下この4及び第3項関係4において同じ。）第46条の8の2第2項第1号イ《輸出酒類販売場で販売する酒類の範囲、手続等》</u>に規定する購入の事実を記載した書類をいう。）は、一の書類として作成して差し支えない。</p> <p>この場合において、その記載事項のうち、例えば、購入者の氏名、国籍、生年月日など、同一の記載内容については、重複して記載することを要しないが、同一の記載内容でない「一般物品の品名、品名ごとの数量及び価額並びに当該一般物品の価額の合計額」、「酒類以外の消耗品の品名、品名ごとの数量及び価額並びに当該消耗品の価額の合計額」及び「酒類の品名、品名ごとの数量、税率の適用区分（品目を含む。）、当該区分ごとの数量及び価額並びに当該酒類の価額の合計額」については、それぞれ区分して記載する必要があることに留意する。</p> <p>（注） 同一の輸出酒類販売場において、同一の日に、同一の非居住者に対して一般物品と酒類を含めた消耗品又は酒類と酒類以外の消耗品を販売する場合に作成することとなる輸出酒類購入者誓約書（<u>旧措置令第46条の8の2第2項第1号ロに規定する購入した日から30日以内に輸出する旨を誓約する書類をいう。</u>）についても同様である。</p>	<p>同一の輸出酒類販売場において、同一の日に、同一の非居住者に対して一般物品と酒類を含む消耗品又は酒類と酒類以外の消耗品を販売する場合に作成することとなる購入記録票及び輸出酒類購入記録票は、一の書類として作成して差し支えない。</p> <p>この場合において、その記載事項のうち、例えば、購入者の氏名、国籍、生年月日など、同一の記載内容については、重複して記載することを要しないが、同一の記載内容でない「一般物品の品名、品名ごとの数量及び価額並びに当該一般物品の価額の合計額」、「酒類以外の消耗品の品名、品名ごとの数量及び価額並びに当該消耗品の価額の合計額」及び「酒類の品名、品名ごとの数量、税率の適用区分（品目を含む。）、当該区分ごとの数量及び価額並びに当該酒類の価額の合計額」については、それぞれ区分して記載する必要があることに留意する。</p> <p>（注） 同一の輸出酒類販売場において、同一の日に、同一の非居住者に対して一般物品と酒類を含めた消耗品又は酒類と酒類以外の消耗品を販売する場合に作成することとなる輸出酒類購入者誓約書についても同様である。</p>
<p>5 輸出酒類販売場における免税酒類販売手続</p> <p>措置法第87条の6第1項《輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税》の規定の適用を受けることができる酒類は、措置令第46条の8の2第1項第3号《輸出酒類販売場で販売する酒類の範囲、手続等》の規定により、消費税法（昭和63年法律第108号）第8条第1項《輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税》の規定の適用を受けて消費税が免除される酒類であることが必要であることから、輸出酒類販売場において免税販売を行う場合の手続については、消費税法施行令第18条の2第2項《輸出物品販売場の許可に関する手続等》に規定する輸出物品販売場の許可の区分に応じた消費税における免税販売手続（<u>同令第18条第6項《輸出物品販売場で譲渡する物品の範囲、手続等》</u>に規定する免税販売手続をいう。以下同じ。）により販売する酒類となるのであるから留意する。</p> <p>したがって、手続委託型輸出物品販売場（<u>同令第18条の2第</u></p>	<p>7 輸出酒類販売場における免税酒類販売手続</p> <p>措置法第87条の6第1項《輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税》の規定の適用を受けることができる酒類は、措置令第46条の8の2第1項第3号《輸出酒類販売場で販売する酒類の範囲、手続等》の規定により、消費税法（昭和63年法律第108号）第8条第1項《輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税》の規定の適用を受けて消費税が免除される酒類であることが必要であることから、輸出酒類販売場において免税販売を行う場合の手続については、消費税法施行令第18条の2第2項《輸出物品販売場の許可に関する手続等》に規定する輸出物品販売場の許可の区分に応じた消費税における免税販売手続により販売する酒類となるのであるから留意する。</p> <p>したがって、<u>同項第2号</u>に規定される手続委託型輸出物品販</p>

改正後	改正前
<p><u>2項第2号に規定する手続委託型輸出物品販売場をいう。以下同じ。)</u>の許可を受けた輸出酒類販売場における措置法第87条の6第1項の適用を受けるための手続(以下「免税酒類販売手続」という。)は、消費税法第8条第1項の規定の適用を受ける酒類につき、<u>免税販売手続を、当該免税販売手続(購入記録情報(消費税法施行令第18条第6項に規定する購入記録情報をいう。以下同じ。))の提供に係るものを除く。)</u>の代理に関する契約に基づき、承認免税手続事業者(同令第18条の2第7項に規定する承認免税手続事業者をいう。以下同じ。)が輸出酒類販売場を営する酒類製造者に代わって行うこととなるから、当該免税販売手続と併せて行う免税酒類販売手続についても、当該承認免税手続事業者が輸出酒類販売場を営する酒類製造者に代わって行うことに留意する。</p> <p><u>なお、措置令第46条の8の2第8項の規定により非居住者に対して行うこととされている説明は、承認免税手続事業者が行うことに留意する。</u></p>	<p>売場の許可を受けた輸出酒類販売場における措置法第87条の6第1項の適用を受けるための手続(以下「免税酒類販売手続」という。)は、消費税法第8条第1項の規定の適用を受ける酒類につき、消費税における免税販売手続が同号イの規定による当該免税販売手続の代理に関する契約に基づき、承認免税手続事業者(消費税法施行令第18条の2第7項に規定する承認免税手続事業者をいう。以下同じ。)が輸出酒類販売場を営する酒類製造者に代わって行うこととなるから、当該免税販売手続と併せて行う免税酒類販売手続についても、当該承認免税手続事業者が輸出酒類販売場を営する酒類製造者に代わって行うことに留意する。</p>
<p>6 輸出酒類販売場の許可を受けていない販売場に係る酒類購入記録情報の提供方法等の届出書の提出</p> <p><u>措置令第46条の8の2第4項《輸出酒類販売場で販売する酒類の範囲、手続等》の規定により、酒類購入記録情報(同項に規定する酒類購入記録情報をいう。以下同じ。)</u>を国税庁長官へ提供する場合に輸出酒類販売場を営する酒類製造者が、<u>あらかじめ提出すべき措置規則第37条の4の2第1項《酒類購入記録情報の提供方法等》に規定する届出書は、酒類製造者が新たに輸出酒類販売場の許可を受けようとする場合においては、措置令第46条の8の4第1項《輸出酒類販売場の許可に関する手続等》の規定による申請書の提出に併せて提出できるものとする。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>7 酒類購入記録情報の国税庁長官への提供の時期</p> <p><u>酒類購入記録情報の国税庁長官への提供は、措置令第46条の8の2第4項《輸出酒類販売場で販売する酒類の範囲、手続等》の規定により、免税酒類販売手続の際、遅滞なく行わなければならないため、原則として、免税酒類の販売に係る免税酒類販売手続の都度、購入記録情報の提供に併せて酒類購入記録情報を国税庁長官に提供しなければならないことに留意する。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>8 手続委託型輸出物品販売場の許可を受けた輸出酒類販売場に係る酒類購入記録情報の国税庁長官への提供</p> <p><u>手続委託型輸出物品販売場の許可を受けた輸出酒類販売場に係る酒類購入記録情報の国税庁長官への提供は、免税酒類販売手続を行う承認免税手続事業者以外の当該手続委託型輸出物品販売場の許可を受けた輸出酒類販売場を営する酒類製</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

改正後	改正前
<p>造者又は当該酒類製造者若しくは当該承認免税手続事業者から委託を受けた承認送信事業者（消費税法施行令第18条の4第4項《電子情報処理組織による購入記録情報の提供の特例》に規定する承認送信事業者をいう。以下同じ。）も行うことが可能であることを留意する。</p> <p>(注) 1 手続委託型輸出物品販売場の許可を受けた輸出酒類販売場を経営する酒類製造者は、措置令第46条の8の2第4項《輸出酒類販売場で販売する酒類の範囲、手続等》の規定に基づいて、あらかじめその輸出酒類販売場の所在地を所轄する税務署長に酒類購入記録情報の提供方法を届け出る必要がある。</p> <p>2 手続委託型輸出物品販売場の許可を受けた輸出酒類販売場に係る酒類購入記録情報の提供は、例えば、当該手続委託型輸出物品販売場の許可を受けた輸出酒類販売場に係る承認免税手続事業者以外の承認送信事業者に委託することも可能であるが、この場合であっても、原則として、当該承認免税手続事業者が行う免税酒類販売手続の都度、酒類購入記録情報の提供が行われる必要がある。</p> <p>9 酒類購入記録情報の提供時における災害その他やむを得ない事情の範囲</p> <p>措置令第46条の8の2第6項《輸出酒類販売場で販売する酒類の範囲、手続等》(同条第12項において準用する場合を含む。)に規定する「災害その他やむを得ない事情」の意義は、次に掲げるところによる。</p> <p>(1) 「災害」とは、震災、風水害、雪害、凍害、落雷、雪崩、がけ崩れ、地滑り、火山の噴火等の天災又は火災その他の人為的災害で自己の責任によらないものに基因する災害をいう。</p> <p>(2) 「やむを得ない事情」とは、(1)に規定する災害に準ずるような状況又は輸出酒類販売場を経営する酒類製造者若しくは承認送信事業者が措置令第46条の8の2第4項の規定により行う酒類購入記録情報の国税庁長官への提供を、免税酒類販売手続の際に遅滞なく行うことができなかつたことにつき、これらの者（手続委託型輸出物品販売場の許可を受けた輸出酒類販売場を経営する酒類製造者の場合は、承認免税手続事業者を含む。）の責めに帰することができない状況にある事態をいう。</p> <p>(注) 措置令第46条の8の2第4項に規定する電子情報処理組織で国税庁が運用するものの使用不能についても、「災害その他やむを得ない事情」に含まれる。</p>	<p>(新設)</p>
<p>10 承認送信事業者から輸出酒類販売場を経営する酒類製造者</p>	<p>(新設)</p>

への酒類購入記録情報の提供

措置令第46条の8の2第10項後段《輸出酒類販売場で販売する酒類の範囲、手続等》の規定に基づき承認送信事業者が輸出酒類販売場を営する酒類製造者に対して行う酒類購入記録情報の提供は、購入記録情報の提供に併せて行うのであるが、例えば、次のような方法がこれに該当するのであるから留意する。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 承認送信事業者の使用に係る電子計算機と輸出酒類販売場を営する酒類製造者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて提供すべき酒類購入記録情報を送信し、当該輸出酒類販売場を営する酒類製造者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 当該承認送信事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された当該輸出酒類販売場に係る酒類購入記録情報を電気通信回線を通じて当該輸出酒類販売場を営する酒類製造者の閲覧に供する方法

(2) 光ディスク、磁気ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに酒類購入記録情報を記録したものを交付する方法

(注) (1) ロに従って当該承認送信事業者が当該輸出酒類販売場に係る酒類購入記録情報を当該輸出酒類販売場を営する酒類製造者の閲覧に供し、かつ、当該承認送信事業者が当該酒類購入記録情報を措置規則第37条の4の3第2項《承認送信事業者による酒類購入記録情報の提供方法及び保存等》の規定により準用される消費税法施行規則（昭和63年大蔵省令第53号）第10条の6第2項《承認送信事業者が提供した購入記録情報の保存》の規定に従って保存しているときは、当該閲覧に供している期間に限り、当該輸出酒類販売場を営する酒類製造者は、当該承認送信事業者から提供を受けた酒類購入記録情報を措置規則第37条の4の4第1項《輸出酒類販売場における酒類購入記録情報等の保存等》の規定により準用される消費税法施行規則第7条第2項《輸出物品販売場における購入者誓約書等の保存等》の規定に従って保存しているものとして取り扱う。

第3項関係

3 「輸出しないとき」の範囲

輸出酒類販売場において免税酒類を措置令第46条の8の2第2項第1号《輸出酒類販売場で販売する酒類の範囲、手続等》に掲げる方法により購入した非居住者が、本邦から出国する際

第3項関係

(新設)

改正後	改正前
<p><u>に当該酒類を所持していなかった場合には、原則として、措置法第 87 条の 6 第 3 項《輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税》に規定する「当該酒類を輸出しないとき」に該当することに留意する。</u></p> <p><u>ただし、非居住者が本邦から出国する際に、その出港地を所轄する税関長に対し次の書類のいずれかを提示した場合で、当該酒類を輸出したことが当該書類により明らかなきは、同項に規定する「当該酒類を輸出しないとき」に該当しないものとして取り扱って差し支えない。</u></p> <p><u>なお、非居住者が居住者となる場合において、その居住者となる時におけるその者の住所又は居所の所在地を所轄する税務署長に対して当該書類を提示し、その居住者となる日までに当該酒類を輸出したことが当該書類により明らかなきも同様とする。</u></p> <p><u>(1) 輸出許可書又はその写し</u></p> <p><u>(注) 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和 52 年法律第 54 号）第 3 条《情報通信技術活用法の適用》の規定に基づき、電子情報処理組織を使用して輸出申告し、輸出の許可があったものにあつては、「輸出許可通知書（輸出申告控）」又は「輸出申告控」及び「輸出許可通知書」が輸出許可書に該当するものとする。</u></p> <p><u>(2) 万国郵便条約第 1 条《定義》に規定する小包郵便物又は EMS 郵便物（以下「小包郵便物等」という。）として当該酒類を輸出する場合に日本郵便株式会社から交付を受けた当該小包郵便物等の引受けを証する書類及び当該小包郵便物等に貼り付け又は添付した次に掲げる事項が記載された書類の写し</u></p> <p><u>イ 当該酒類を輸出する者の氏名及び住所又は居所</u></p> <p><u>ロ 当該酒類の品名並びに品名ごとの数量及び価額</u></p> <p><u>ハ 当該酒類の受取人の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は事務所等の所在地</u></p> <p><u>ニ 日本郵便株式会社による当該酒類の引受けの年月日</u></p> <p><u>(3) 万国郵便条約第 1 条に規定する通常郵便物として当該酒類を輸出する場合に日本郵便株式会社から交付を受けた当該通常郵便物の引受けを証する書類で(2)ロに掲げる事項に係る追記をしたもの</u></p> <p><u>(4) (2)又は(3)に掲げる書類に準ずる書類（(2)イからハまでに掲げる事項及び当該酒類の輸出を引き受けた者（貨物利用運送事業法（平成元年法律第 82 号）第 20 条《許可》又は第 45 条第 1 項《許可》の規定による許可を受けて同法第 6 条第 1 項第 5 号《登録の拒否》に規定する国際貨物運送に係る同法第 2 条第 8 項《定義》に規定する第二種貨物利用運送事業を営業者に限る。）による引受けの年月日が記載されたものに限る。）</u></p>	

改正後	改正前
<p>4 免税販売した酒類が返品された場合の取扱い (省略)</p> <p>第8編 酒類行政法令関係 第1章 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律関係 第26条 理事会の議決 第1項関係 1 理事会の議決要件 理事会の議決については、当分の間、次により取り扱う。 <u>(1) 組合は、定款で定めるところにより、理事が書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができるものとする</u> <u>ことができる。</u> <u>(2) 組合は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができる者に限る。)</u>の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす旨を定款で定めることができる。 また、理事会の議事は、定款で特別の定めを設けた場合のほか、組合法第26条第1項に規定する要件に適合することを要する。したがって、書面決議(持ち廻り決議)は認められず、代理人の出席による決議参加も認められない。この場合において、「理事の過半数」の意義は、現に就任している理事の総数の過半数をいうものであるから留意する。 (注) 1 定款で特別の定めを設ける場合においても、組合法第26条第1項の要件を軽減することはできない。 2 連合会及び中央会についても同様である。</p> <p>2 (省略)</p>	<p>3 免税販売した酒類が返品された場合の取扱い (同左)</p> <p>第8編 酒類行政法令関係 第1章 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律関係 第26条 理事会の議決 第1項関係 1 理事会の議決要件 理事会の議事は、定款で特別の定めを設けた場合のほか、組合法第26条第1項に規定する要件に適合することを要する。したがって、書面決議(持ち廻り決議)は認められず、代理人の出席による決議参加も認められない。この場合において、「理事の過半数」の意義は、現に就任している理事の総数の過半数をいうものであるから留意する。 (注) 1 定款で特別の定めを設ける場合においても、組合法第26条第1項の要件を軽減することはできない。 2 連合会及び中央会についても同様である。</p> <p>2 (同左)</p>